

納付金返還規定

<言葉の定義>納付金とは、選考料、入学金、施設費、授業料のことを言う。

状態		選考料	入学金	施設費	授業料	手続き	退学届
入学前	在留資格認定申請書交付前のキャンセル、または不交付	返還しない	返還しない	返還する	返還する	支払い前	—
	査証（ビザ）を申請せずにキャンセル					① 在留資格認定証明書・入学許可書返却 ② ビザ拒否印のあるパスポートのコピーの提出。またはキャンセルの意思表示文書の提出。	不要
	入国査証（ビザ）を申請したが、不來日					① 帰国チケット（又は予約票）のコピー提出 ② 穴あき在留カードの写真を提出	
	來日後、入学手続き前にキャンセル					① 帰国チケット（又は予約票）のコピー提出 ② 穴あき在留カードの写真を提出	
入学後	コース満了前の途中退学	返還しない	返還しない	退学届の提出、手続き完了後、退学届に記載された「退学日」を含む学期分を除き、残りの学期の分の授業料の半額を返還する。	退学届の提出、手続き完了後、退学届に記載された「退学日」を含む学期分を除き、残りの学期の分の授業料の半額を返還する。	① 帰国チケット（又は予約票）のコピー提出 ② 穴あき在留カードの写真を提出	必須
	帰国					① 帰国チケット（又は予約票）のコピー提出 ② 穴あき在留カードの写真を提出	
	進学					進学先入学許可証のコピーを提出。または学生証のコピーか 在学証明書を提出。	
	在留資格変更					在留資格変更完了確認。就職の場合は、就職先内定通知書の コピー、会社謄本のコピー提出	

※返金は学生指定の銀行口座に振り込み支払う。（振り込み手数料は受取人負担）

【納付金返還対象外】

- 1) 地震や台風などの自然災害、感染症の拡大、戦争などの人的災害による休校
- 2) 入国管理局による退去強制処分、学校の強制退学、除籍処分での退学
- 3) 来日や入学手続きが遅れた際、入学が遅れて参加できなかった授業分の授業料と施設費

各種学校セントメリー日本語学院
〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り 4-2-10
TEL 028-627-9211 FAX 028-627-9219